

会員災害見舞金規程の施行に関する細則

第 1 条 この細則は、会員災害見舞金規程（以下「規程」という。）第 7 条に基づき定めるものである。

第 2 条 規程第 2 条を適用する見舞金の基準を次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|--|
| (1) 会務遂行中の死亡・高度障害 | 350 万円 |
| (2) 会務遂行中の災害による障害 | A 級から E 級までの格付けによる見舞金 30 万円～90 万円（別表 1 による） |
| (3) 会務遂行中の災害による入院 | 入院 1 日当たり 5,500 円に入院日数を乗じた入院見舞金。ただし、入院日数は 120 日を限度とする。 |
| (4) 会務遂行中の災害による通院 | 通院 1 日当たり 3,500 円に通院日数を乗じた通院見舞金。ただし、通院日数は 30 日を限度とする。 |
| (5) 1 号以外の死亡・高度障害 | 150 万円 |
| (6) 2 号以外の災害による障害 | A 級から E 級までの格付けによる見舞金 10 万円～70 万円（別表 1 による） |
| (7) 3 号以外の災害による入院 | 入院 1 日当たり 5,000 円に入院日数を乗じた入院見舞金。ただし、入院日数は 120 日を限度とする。 |
| (8) 4 号以外の災害による通院 | 通院 1 日当たり 3,000 円に通院日数を乗じた通院見舞金。ただし、通院日数は 30 日を限度とする。 |
| (9) 自然災害による不動産の損害 | 本細則第 9 条に規定する一事由の災害でこうむった不動産の損害に対して、自然災害見舞金 1 円～100 万円 |

第 3 条 規程及び細則の円滑なる運用を期するため、規程第 5 条及び第 6 条の定めにより、災害認定委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

2 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 規程及び細則の運用に関すること
- (2) 規程及び細則に疑義ある場合にはそれを明らかにすること
- (3) 規程及び細則の改廃に関すること
- (4) その他規程及び細則の適用に必要なこと

第 4 条 委員会の組織を次のように定める。

- (1) 各郡市教育会 1 名及び高・大教育会から 1 名の委員により組織する。
- (2) 委員長、副委員長各 1 名を委員から互選する。

第 5 条 定例委員会は年 3 回とし、必要に応じて臨時の委員会を開く。

第 6 条 災害見舞金適用の必要事由が発生したときは、本人又はその遺族（代理者）が見舞金支給申請書類を会長あてに提出するものとする。

なお、書類提出は、必要事由が発生したときから、2 年以内に行うものとする。

第 7 条 災害若しくは病気によって、会員が高度障害状態になった場合の認定は、別表 2 の基準によって行う。

- 2 会員の死亡・高度障害・障害・入院・通院が、会務中か否かについての認定は、別表 3 の基準によって行う。

第 8 条 本細則第 2 条 9 号以外の災害等の発生が、会員の故意又は重大な過失及び犯罪行為による場合には、見舞金は支払わない。

- 2 教育会等が主催する研修等で、5 名以上の団体で 3 日以上研修期間を要する場合には、本会が当該研修者等を被保険者とする保険契約を締結し、保険料を供託する。この場合、本規程の見舞金は支払わない。

第 9 条 本細則第 2 条 9 号の自然災害は、風災・水災・ひょう災・雪災及び落雷・噴火・地震等による災害をいう。

- 2 前項に対する見舞金支給は、損害額が 10 万円以上の場合に適用する。

- 3 前項損害額の認定は、附則第 1 条 4 号及び 5 号の添付書類等で行う。

- 4 本細則第 2 条 9 号に規定する自然災害見舞金は、次のとおりとする。

- (1) 1 円以上当該損害金額以下とし、次の算式で算定する。

但し、上限を 100 万円とする。

〈算式〉 当該損害金額 - 10 万円

- 5 第 2 項の見舞金支給は、会員及びその配偶者並びに会員の被扶養者が所有する不動産の損害に対して行う。但し、会員以外が所有する場合に適用する自然災害見舞金額は、第 4 項算定金額の 30% とする。

第 10 条 育休者については、本会会費を免除する。

- 2 退職以前に本会会員であった者には、規程第 2 条 5 号の「見舞金適用」を退職後 6 ヶ月間保証する。

附 則

第 1 条 規程第 2 条適用の見舞金支給については次のとおりとする。

- (1) 見舞金支給申請書類が、当該校長・学校代議員及び教育会を経て見舞金支給申請該当者から、会長あてに提出された場合、事務局は速やかに会長決裁をうけ、当該教育会会長をとお知らせし、本人の口座に直接振り込む。

但し、当該申請者が信濃教育会のみ加入の場合は、上記手続きを当該申請者と事務局とで行う。なお、障害見舞金と入院・通院見舞金の申請は、その起因する事故から 180 日以内に受診したものに限る。

- (2) 上記の件について、委員会に報告する。

- (3) 認定作成に疑義が生じた場合には、本細則第 3 条 2 項により委員会で協議し、認定を行う。この場合、委員会の認定後、上記 1 号を行う。

- (4) 本細則第 6 条及び附則第 1 条 1 号の見舞金支給申請書類とは、次のとおりである。

① 見舞金支給願

② 見舞金認定資料

③ 見舞金振込先記入用紙

- (5) 上記のほか、支払い内容により下記の書類を添付する。(全て、コピー可)

① 死亡見舞金申請時

・死亡診断書・証明書又は除籍謄本

② 高度障害・障害見舞金申請時

・医療診断書又は証明書

③ 入院・通院見舞金申請時

・医療診断書又は証明書

但し、入院・通院日数 5 日未満の場合は、次の書類のみを認定資料に添付する。

- ・ 医療機関の領収証

④ 前②及び③において、公務災害等の理由により医療機関が発行する書類の添付が困難な場合は、所属長等が傷病名、入院・通院日数を証明した書類を添付する。

⑤ 自然災害見舞金申請時

- ・ 損害を受けた不動産の所有者が、当該申請者（会員）、会員の配偶者又は被扶養者であることを証明する書類
- ・ 会員の配偶者であることを証明する書類
（戸籍謄本、住民票謄本等のいずれか一通）
- ・ 会員の被扶養者の所得証明書
- ・ 損害金額 110 万円以内の場合、修繕費支払領収証
- ・ 損害金額 110 万円超の場合、修繕見積書等、当該災害発生以前の状態への復旧費用額を証する書類等

第 2 条 この細則は、平成 23 年 4 月 15 日から施行する。

平成 24 年 1 月 24 日一部改正、同年 4 月 1 日施行

但し、地震見舞金は、平成 23 年 3 月 12 日から適用する。

平成 30 年 1 月 25 日 会員災害補償規程の施行に関する細則一部改正

同年 4 月 1 日施行

平成 30 年 11 月 22 日 会員災害見舞金規程の施行に関する細則一部改正

同年 12 月 1 日施行

令和 2 年 3 月 7 日一部改正、同年 4 月 1 日施行